

部活動に係る活動方針

1 部活動の目的

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するため、学校教育の一環として行われるものである。

本校については、部活動を通して、技能や知識の習得の他、生涯にわたってスポーツや芸術・文化に親しもうとする態度を養うとともに、心身の健康の増進、好ましい人間関係の形成や社会性等の育成を図る。特に、以下の点を重点として実施する。

- (1) 教師と生徒及び生徒相互の人的な関わりを基盤として、個性・特技の伸長を図る。
- (2) 心身の健康の保持・増進と体力の向上を図る。
- (3) 情操を育み、豊かな表現のできる生徒を育てる。

2 運営方針

- (1) 全ての生徒に部活動への加入を奨励する。ただし、習い事やクラブチームに加入している生徒については本人・保護者の意向を基に、可能な限り加入することを勧める。
- (2) 部活動の目的や指導方針、望ましい休養日や活動時間等について、全教員で確認し、共通実践を進める。
- (3) 部活動は全教員が担当し、一人の顧問に負担が集中しないように役割を明確にするとともに、協力して運営・指導にあたる。
- (4) 部活動の活動方針、各部の年間計画や活動計画について、保護者や地域住民に対して周知し、理解と協力が得られるよう努める。
- (5) 生徒の安全を第一に考え、施設・設備等の安全点検を行うとともに、大会等の引率時における生徒の把握、活動時の安全確認等についても十分に配慮する。
- (6) 生徒の休養日及び活動時間等については、生徒の発達段階を考慮するとともに、「八戸市中学校運動部活動の指針」に準じ、本校では以下のように定める。

① 休養日について

ア 学期中の休養日の扱い

- ・週あたり2日以上（水曜日と土曜日又は日曜日）の休養日を設ける。
 - ※大会参加のために土曜日及び日曜日の両日も活動した場合は、翌週のできるだけ早い平日に休養日を設け、振り替えるものとする。
 - ※学校行事等で水曜校時を他の曜日と交換した場合、休養日も変更して設定できるものとする。

イ 長期休業中（夏季・冬季・学年末）の休養日の扱い

- ・「学期中（水曜日と土曜日又は日曜日を休養日とする）に準じた扱いとする。」または、「土曜日又は日曜日のいずれかを休養日とし、週あたりの活動時間の上限を16時間未満として活動する。」のいずれかとする。

・長期休養期間を設ける。

◇8月13日～8月16日 ◇12月29日～1月3日

ウ 定期考査前1週間は部活動を行わない。ただし、県大会などの上位大会を定期考査の直後に控えている場合で、生徒及び保護者から活動の要望があった際に限り、校長の許可を得て1時間程度の活動を行うことができる。この場合、生徒の体調や学習時間の確保に十分に配慮する。

② 活動時間について

ア 学期中の活動時間

・平日の活動時間は、2時間程度とする。

◇前期（4月から9月）16：10～18：00

◇後期（10月から3月）16：10～17：45

・休業日の活動時間は、3時間程度とする。但し、練習試合や大会・コンクールに参加する場合は、校長が許可した場合のみ認めることとし、生徒や顧問教員に過度の負担にならないよう十分に配慮し、計画的に実施する。

イ 長期休業中の活動時間

・長期休業中の活動時間は、学期中の休業日の活動時間に準じて3時間程度とする。但し、週あたりの活動時間の上限を16時間未満とする。

ウ 生徒の下校完了時刻は、4月から9月は18時15分、10月から3月は18時とする。

エ 原則として、時間を延長しての活動は行わないこととする。但し、生徒及び保護者からの要請を受け、顧問も同意した場合、校長の判断のもと、以下の場合に限って時間を延長して活動することを可能とする。

・運動部については、中学校体育連盟が主催する夏季・秋季・冬季大会の前3週間、吹奏楽部については、吹奏楽連盟が主催する吹奏楽コンクール・アンサンブルコンテストの前3週間とする。

・その場合、生徒の下校完了時刻は、4月から9月は19時、10月から3月は18時30分とする。

オ 朝練習については行わない。

③ 練習試合や大会・コンクールへの参加

ア 顧問は、練習試合の実施回数や、参加する大会数について、年間を見通し、生徒の学校生活及び家庭生活等への影響、保護者の送迎等を考慮し、過度な負担にならないよう十分に配慮する。

イ 練習試合や大会・コンクール参加への交通手段は、公共交通機関、貸切バス・タクシー等の利用、もしくは、保護者の自家用車を原則とし、教職員が生徒を自家用車に同乗させて移動することを禁止する。

3 指導方針

- (1) 生徒による自主的・自発的活動が促進されるよう、生徒個々に目標や課題をもたせ、目標達成や課題解決が図られるよう支援する。
- (2) 生徒の健康を考慮し、本校で定めた休養日や活動時間等を厳守するとともに、過度な活動内容とならないよう配慮する。
- (3) 豊かな人間性や社会性を育むため、生徒の努力を認め、励ます肯定的な指導と、コミュニケーションを大切にした指導に努める。
- (4) 体罰は絶対に許されない行為であることを十分に意識し、生徒に対して肉体的・精神的苦痛を与えることや、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント、生徒の人格を否定するような発言等は絶対に行わない。

4 外部指導者の活用について

- (1) 外部指導者を活用する場合は、年度当初に校長の承認を得るとともに、「部活動に係る活動方針」に沿って指導が行われるよう、共通理解を図る。
- (2) 外部指導者の委嘱については、以下の手順を経て承認する。
 - ① 年度始めに顧問の意向、また必要に応じて顧問と保護者会との協議によって、外部指導者の委嘱の可否を決定する。
 - ② 顧問が、外部指導者の委嘱を校長に申請する。
 - ③ 校長が、外部指導者に委嘱状を交付する。
 - ④ 外部指導者の任期は委嘱状を交付した日を初めとしてその年度の末日までとする。
 - ⑤ 外部指導者は、委嘱状交付を受けて後に指導を開始することができる。また途中解任されない限り、任期終了まで指導することができる。
- (3) 外部指導者は以下の禁止事項・配慮項目を遵守すること。また校長及びPTA会長は外部指導者の指導等に逸脱が見られた場合、任用の期間に関わらず解任することができる。
 - ① 禁止事項
 - ア 業務中に知り得た生徒に関する情報を外部に漏洩すること。
 - イ 「八戸市小学校スポーツ活動・中学校運動部活動指針」及び本方針にそぐわない指導を行うこと。
 - ウ 体罰及びパワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為を行うこと。
 - エ 部活動以外の時間に生徒を集めての指導を行うこと。
 - オ 顧問に相談せず、独自の判断で練習試合等を計画すること。
 - ② 配慮事項
 - ア 生徒の健康や安全に配慮すること。
 - イ 生徒の心身の発達の段階や個人差に配慮すること。
 - ウ 運営や生徒の指導に関することは、顧問に相談すること。
 - エ 技術指導に特化することなく、目標を踏まえて指導にあたること。
 - オ 勝利至上主義にならないよう配慮すること。

5 本年度設置する部活動

運 動 部	陸上競技部（男女）
	野球部（男女）
	ソフトテニス部（女）
文 化 部	吹奏楽部（男女）

*スピードスケート部は令和6年度に廃部

6 顧問が運営・指導する際の留意点

- (1) 年間計画及び毎月の活動計画等の作成にあたっては、次の点に留意する。
 - ① 年間計画については、本校の「部活動に係る活動方針」をもとに作成するとともに、校長の承認を得て保護者に説明、配付する。
 - ② 活動計画については、毎月25日をめどに翌月の活動計画を作成し、校長、教頭から承認を得る。また、承認を得た活動計画の原本は、ファイルに綴じて職員室に保管し、全教職員が共有できるようにする。
 - ③ 実績報告書については、月末に作成し、校長、教頭に提出する。また、確認後は、事務に原本を渡し、写しをファイルに綴じて保管する。
- (2) 顧問は、毎月25日までは生徒・保護者に翌月の練習日程表を配付する。
- (3) 部活動の必要経費として保護者から集金する際は、保護者が管理する。
- (4) 外部指導者を活用する場合、顧問は、練習日程や活動内容等について、共通理解を図りながら指導にあたる。
- (5) 顧問は、生徒の活動に立ち会い、直接指導又は見守りをするのが原則であるが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合は、他の教員に協力を依頼し、活動内容を伝達する。
- (6) 顧問は、生徒の安全面を考慮し、練習場所の安全点検を行うとともに、完全下校時刻を厳守する。
- (7) 顧問は、練習前や練習中の生徒の健康状態を確認しながら指導にあたる。また、部活動中に、生徒がけがをした場合は、管理職及び養護教諭に報告するとともに、保護者へ連絡する。必要に応じて応急手当を行う。
- (8) 土曜日・日曜日・祝日などの警報発表時の部活動について
 - ・午前7時の時点で八戸市に「暴風」「大雨」「洪水」の警報が発表されているときは、午前の活動を中止とする。
 - ・午前10時現在、警報が解除となった場合、12時より活動可能とする。
 - ・午前10時現在、警報発表中の場合、部活動は中止とする。
 - ・学校で部活動中に警報が発表された場合は、速やかに下校させる。

7 その他

本活動方針は、国や県・市などの動きを注視し、必要に応じて見直しを図ることとする。

(令和7年4月2日改訂)